



愛媛県報

令和8年1月23日金曜日 第679号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

○ 知事指定薬物の指定	（薬務衛生課）	21
○ 土地改良事業の工事の完了	（農地整備課）	21
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生	（水産課）	21
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	（〃）	21
○ 落札者等の告示	（〃）	22
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）	（都市計画課）	22
○ 指定居宅サービス事業者の指定	（南予地方局地域福祉課）	22
○ 建設業者の許可の取消し	（南予地方局管理課）	22
○ 道路の区域変更（県道長浜中村線）	（南予地方局大洲土木事務所）	22
○ 道路の供用開始（〃）	（〃）	23

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第46号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 3-12-[（シクロプロピル）（メチル）アミノ]エチル-1H-インドール-4-オール及びその塩類
【通称】4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT
- (2) 2-[（4-イソプロポキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1-[2-（ピロリジン-1-イル）エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
【通称】N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne

- (3) 2-[（2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
【通称】Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和8年1月24日

○愛媛県告示第47号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
防災ダム事業	池田地区 (新居浜市)	令和6年10月31日

○愛媛県告示第48号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

瀬戸加入区

○愛媛県告示第49号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和4年1月愛媛県告示第60号）による保険に付すべき義務は、令和8年1月22日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

瀬戸加入区

○愛媛県告示第50号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第2号 愛媛県漁業取締りわかせ定期検査受検（機関部）に係る修繕業務 一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年1月14日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	85,800,000円	一般競争入札	令和7年11月28日

○愛媛県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年1月23日

愛媛県南予地方局長 大崎陳洋

指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ 一 ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社 桃	訪問介護 もみじ	愛媛県八幡浜市古町二丁目2番43号	令和7年12月10日	訪問介護

○愛媛県告示第54号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般-4)第1068号	令和4年9月26日	株式会社桃	小島 勇策	宇和島市津島町近家甲21 2-7	令和7年12月1日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	長浜中村線	大洲市五郎甲43番2から 同市五郎甲18番まで	旧	メートル 9.6~43.0	キロメートル 0.265	
			新	9.6~12.6	0.265	

○愛媛県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市五郎甲43番2から 同市五郎甲18番まで	令和8年1月26日